

2. 被災代替住宅用地の特例

(1) 概要

東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）の所有者が、代替土地を平成24年3月11日から平成33年3月31日までの間に取得した場合は、その土地が更地等であっても、当該代替土地のうち被災住宅用地相当部分について、取得後3年度分に限り当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例を適用します。

(2) 特例適用要件（以下のすべてを満たすこと。）

- ① 被災住宅用地（「1. 被災住宅用地の特例（2）特例適用要件」を参照）の代替土地であること。
- ② 代替土地に住宅を建築する予定であること。
- ③ 代替土地が家屋又は構築物の敷地になっていない土地であること。

(3) 特例の内容

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（200 m ² 以下）	課税標準額を 1/6	課税標準額を 1/3
一般住宅用地	課税標準額を 1/3	課税標準額を 2/3

(4) 特例期間

平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に、被災住宅用地に代わる代替土地を取得した翌年度から3年度分（ただし、期間内に事業所用地等にするなどした場合は特例からはずれ、その後更地に戻しても、再度特例の適用にはなりません。）

(5) 特例対象者

- ① 被災住宅用地の所有者（共有者を含む。）
- ② ①からその被災住宅用地を相続した者
- ③ ①の三親等内の親族で、被災代替土地の上に新築される家屋に①と同居する予定であると市長が認める者
- ④ ①が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

(6) 提出書類（②～⑦は写し可）

- ① 東日本大震災に係る被災代替土地・代替家屋の固定資産税・都市計画税特例適用申告書
- ② 被災証明書
- ③ 平成23年度分で住宅用地の価格の特例の適用を受けていた旨を証明する書類→課税台帳記載事項証明書、課税明細書、名寄帳など（市内の場合は不要）
- ④ 代替土地の面積を証明する書類→登記事項証明書等
- ⑤ 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類→新築住宅の建築概要書等
- ⑥ (5) ②, ③の場合は、相続人等に該当する旨を証明する書類→戸籍謄本等
- ⑦ (5) ④の場合は、合併法人又は分割承継法人を確認する書類→法人の登記事項証明書

(5) 問い合わせ先

富里市 課税課資産税班

TEL 0476-93-0444（直通）